



頁	欄	行	変更前	変更後
			(一般病棟の場合に限る。)及び専門病院入院基本料について、全ての病棟で包括的に届出を行うのではなく、看護配置が異なる病棟群(7対1入院基本料と10対1入院基本料の組み合わせに限る。)ごとの届出を行っている保険医療機関における当該病棟にあつては、急性期一般入院料2又は3の基準を満たす限り、平成32年3月31日までの間、届出前の直近3月以上の急性期一般入院料1又は急性期一般入院料2若しくは急性期一般入院料2の算定実績を要しない。また、初診料の注12に規定する機能強化加算については、実績を要しない。	
1574	左	上から15~16行目	第6条の2の2に規定する指定医療機関	第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
1640	右	下から19行目	退院した場合	転院した場合
1651	左	上から17~18行目	退院した場合	転院した場合
1820	左	上から6行目	(i+ii+iii+iv+v)	(i+ii+iii+iv+v+vi)
1820	左	〔「様式50の3」の表の「再掲」の項中「iii」を「iv」に、「iv」を「v」に、「v」を「vi」に訂正し、新たに「iii」として次のように追加する。〕		
		iii	直近3ヶ月に上記患者に対して提供された廃用症候群リハビリテーションの総単位数	単位
1948	右	下から16行目	基準を満たしていること。	基準を満たしていること。当該基準については、
1953	左	上から3行目	〔次行に追加〕	(3) 保険医療機関の屋内における禁煙の取扱いについて、基準を満たしていること。当該基準については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」別添3の第1の2の(4)と同様であること。
1953	左	上から8行目	〔次行に追加〕	(3) 1の(3)の保険医療機関の屋内における禁煙の取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。
2222	左	上から17行目	(①/②) (③)	(②/①) (③)
2222	左	下から12行目	①が26台未満	①を上記期間の月数で除した値が26台未満
2222	左	下から11行目	①が26台以上	①を上記期間の月数で除した値が26台以上
2229	右	上から10行目	内科又は消化器内科の経験年数	消化器内科の経験年数
2306	(別紙1)の表の「03-3 訪問看護情報提供療養費3」の項中「※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者(同一月において、介護保険による訪問看護を受けていない場合に限る。)」を「※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者」に訂正する(2か所)。			

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika\_kaishaku

[https://twitter.com/ika\\_kaishaku](https://twitter.com/ika_kaishaku)

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。

# 診療報酬関連情報ナビ

## Navigation

「医科点数表の解釈」の無料サポートサービス

●「医科点数表の解釈」Web追補

◎「医科点数表の解釈」の内容に変更等が生じた場合に、原則として月1回、追補をPDFにて掲載します。

●診療報酬関連情報データベース

◎「医科点数表の解釈」発刊以後の診療報酬関連情報(省令・告示・通知・事務連絡)について、公布日(発筒日)順にリストアップしています。

◎「区分」欄には種別ごとに色分けして掲載しています。

【省令(□=白)・告示(■=青)・通知(■=緑)・事務連絡(■=赤)・その他(■=黄)】

◎「区分」欄は下記のカテゴリーに分けて表示しています。カテゴリーが複数にまたがるものはすべて表示しています。

点数	診療報酬点数表関連(医科・歯科・調剤・施設基準・記載要領関連等を含む)
薬剤	薬価基準関連等
材料	特定保険医療材料関連等(特定診療報酬算定医療機器関連等を含む)
DPC	DPC/DPDS関連等

■PDFをご覧になる場合は「タイトル」欄の文字をクリックしてください。

■薬価基準改正関連、経過措置品目収載関連等における具体的な品目等については、「薬価基準追補サービス」を併せてご利用ください。

■本サービスのご利用は無料です。なお、RSS 機能をご利用いただくと便利です。

1 社会保険研究所ウェブサイトへアクセスしてください。左や下方にボタンがあります。

3 必要な情報を閲覧できます。

2 クリックで「診療報酬関連情報ナビ」へジャンプします。お調べになりたい部分をクリックしてください。

3

3 医科点数表の解釈 平成25年4月号

Web追補 No.4 (平成25年11月号)

- 以下の情報等により、診療報酬に必要が得られた点、ここに掲載します。
  - 平成25年告示第1号 医科点数表(第1号)改定
  - 平成25年告示第1号 医科点数表(第1号)改定
  - 平成25年告示第1号 医科点数表(第1号)改定

● 解説書では、平成25年7月以降に改定された事項について掲載はしていません。平成25年6月までの改定「医科点数表」については、編集ホームページの「医科・訂正更新センター」にてご確認ください。 <http://www.rikkou.go.jp/kyouhou/kyouhou.html>

目次

頁	区分	項目	頁
430	省令	「医科点数表」改定(第1号) 医科点数表(第1号)改定	430
431	告示	「医科点数表」改定(第1号) 医科点数表(第1号)改定	431
432	告示	「医科点数表」改定(第1号) 医科点数表(第1号)改定	432

地方厚生(支)局長会議 議長 藤田 隆雄  
 厚生労働省医政局長 藤田 隆雄  
 厚生労働省医政局医務課長 藤田 隆雄

厚生労働省医政局医務課長 藤田 隆雄

厚生労働省医政局医務課長 藤田 隆雄

厚生労働省医政局医務課長 藤田 隆雄

厚生労働省医政局医務課長 藤田 隆雄

厚生労働省医政局医務課長 藤田 隆雄

厚生労働省医政局医務課長 藤田 隆雄

厚生労働省医政局医務課長 藤田 隆雄